

令和5年度軽自動車税(種別割)税率表

(1) 原動機付自転車、二輪車、小型特殊自動車

車両区分		税率(年額)
原動機付自転車	排気量 50cc以下	2,000 円
	50cc超 90cc以下	2,000 円
	90cc超 125cc以下	2,400 円
	ミニカー50cc以下	3,700 円
二輪の軽自動車(125cc超 250cc以下)		3,600 円
二輪の小型自動車 (250cc超)		6,000 円
小型特殊自動車	農耕作業用	2,400 円
	その他	5,900 円

(2) 四輪以上及び三輪の軽自動車

初めて車両番号(ナンバー)の指定を受けた年月により税額が異なります。自動車検査証の「初度検査年月」をご確認ください。

車両区分		税率(年額)			
		平成27年3月31日以前に初めて車両番号(ナンバー)の指定を受けた車両	平成27年4月1日以後に初めて車両番号(ナンバー)の指定を受けた車両	初めて車両番号(ナンバー)の指定を受けてから13年を経過した車両 <経年重課>	
軽自動車	三輪	3,100 円	3,900 円	4,600 円	
	四輪乗用	自家用	7,200 円	10,800 円	12,900 円
		営業用	5,500 円	6,900 円	8,200 円
	四輪貨物	自家用	4,000 円	5,000 円	6,000 円
営業用		3,000 円	3,800 円	4,500 円	

経年重課の税率が適用されるのは以下の年度からです。

初度検査年月	経年重課が適用される年度
平成16年4月～平成17年3月まで	平成30年度から
平成17年4月～平成18年3月まで	平成31年度から
平成18年4月～平成19年3月まで	令和2年度から
平成19年4月～平成20年3月まで	令和3年度から
平成20年4月～平成21年3月まで	令和4年度から
平成21年4月～平成22年3月まで	令和5年度から

※自動車検査証の様式が変更された平成15年10月14日以前に最初の新規検査を受けた車両については、初度検査の「月」が把握できないことから、最初の新規検査を受けた年の12月を初度検査の月とします。

※燃料の種類が電気・天然ガス・メタノール・混合メタノール、ガソリンハイブリッドのもの及び被けん引車は経年重課の対象外です。

○三輪及び四輪の軽自動車へのグリーン化特例（軽課）適用について

令和4年4月1日から令和5年3月31日までに最初の新規検査を受けた三輪及び四輪の軽自動車で、一定の排出ガス性能及び燃費性能の基準を満たす車両について、最初の課税年度（令和5年度）に限り税率が軽減（軽課）されます。

この特例を受けるための手続きは不要です。

車両区分			税率(年額)		
			概ね 75%軽減	概ね 50%軽減	概ね 25%軽減
軽 自 動 車	三輪	自家用	1,000円		
		営業用	1,000円	2,000円	3,000円
	四輪 乗用	自家用	2,700円		
		営業用	1,800円	3,500円	5,200円
	四輪 貨物	自家用	1,300円		
		営業用	1,000円		

担当：名取市総務部税務課市民税係（1階北側）
〒981-1292 名取市増田字柳田 80 番地
電話番号：022-724-7114（ダイヤルイン）